

～ 福井市高齢者人材活用派遣事業をご利用になる方へ～

1 高齢者人材活用派遣事業とは

超高齢社会の現在、高齢者の生きがいとより豊かな社会作りを目的に、その技能や知識を生かして、社会教育の場におけるリーダーとして活躍していただける、豊富な経験や能力を持つ高齢者を指導者として名簿に登録し、派遣する事業です。

2 登録者名簿の内容とその利用について

(1) 登録者の活動分野

伝承に関するもの 健康管理、レクリエーションに関するもの 教養向上・学習に関するもの 生活・文化に関するもの まちづくり、地域づくり、社会奉仕活動に関するもの (登録者名簿 (P3～))

(2) 派遣活動先

福井県内の公民館学級・講座、幼小中学校PTA、地区子ども会、婦人会等の社会教育団体、市あじさい元気クラブ(老人クラブ) 福祉施設等の福祉関係団体など

(3) 派遣可能期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
(上記の期間以外は活動謝金の対象となりませんのでご注意ください。)

(4) 謝 金

福井市教育委員会が負担し、当該登録者へ活動謝金を支払います。
ただし、1回につき3,000円で(源泉徴収で306円が差し引かれます)、活動回数は1人につき10回までになります。
(申込件数が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。)

(5) 申込方法

生涯学習課に事前に連絡し、登録者の活動回数を確認してください。
登録者に直接、日時及び指導内容などを打診し、派遣活動の確認を行ってください。
派遣活動について登録者の承諾を得た後、生涯学習課に連絡の上、「派遣申請書」(P2)を郵送または持参してください。

(6) 派遣申請書の提出期間

前期(6月1日～11月末)の受付 開講式(5月29日)終了後～8月31日
後期(12月1日～3月31日)の受付 9月1日～令和7年3月21日

(7) 派遣申請書提出先

福井市教育委員会事務局 生涯学習課 高齢者人材活用派遣事業 係
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
(TEL: 0776-20-5361 FAX: 0776-20-5338)

